

会議概要

会 議 名 称	令和4年度 第4回大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会
開 催 日 時	令和5年2月20日(水) 午後2時00分から午後3時15分
開 催 場 所	豊能町保健福祉センター
事 務 局	豊能町保健福祉部健康増進課
出 席 委 員	秋山委員、高橋委員、暮部委員、酒井委員(代理:高山氏)、遠藤委員、向井委員、浅海委員
欠 席 委 員	田中委員、森田委員、竹田委員
出 席 市 町 等	豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、能勢町
欠 席 市 町 等	摂津市、島本町
傍 聴 者	なし
議 題	<input type="checkbox"/> 申請書類の審査 (1) 豊中市 1件(新規申請 1件) (2) 吹田市 1件(変更申請 1件) (3) 高槻市 3件(新規申請1件、更新申請2件) (4) 茨木市 1件(更新申請)
内 容	<input type="checkbox"/> 新規申請 (特定非営利活動法人 おお樹に)(豊中市) 事業者:概要説明 暮部委員:特定非営利法人とは別の株式会社が所有している車両を使う場合、何か別に書類が要りませんでしたか。 高山委員:お見込みのとおり、異なる法人格が所有している車両を使用する場合は、持込み扱いとなり、持込み車両の契約書等が必要になります。運輸支局への申請の際には持込み車両の契約書等添付してください。 暮部委員:運送の区域が近畿圏と広範囲になっている、安易に福祉有償運送の利用が促進されることを懸念する。 また、初乗り運賃の表記が要領に定められている範囲を超えているように見える。短時間の利用者にも負担感が無いように時間設定を細かくされた方がよろしいかと思います。 遠藤委員:(事業者へ発着地の確認後)発着地のいずれかが事業所であれば広い範囲の区域を申請する必要はないです。 会長:不足書類を整え、記載内容等を整理していただき、收受する対価の設定区分を見直したうえ、運輸支局へ申請してください。 <p style="text-align: center;"><協議済></p>

会議概要

□変更申請（特定非営利活動法人 自立センター・FREE）（吹田市）
事業者：概要説明

<質疑事項なし>

会長：運輸支局へ申請してください。

<協議済>

□新規申請（特定非営利活動法人 みらい咲かそ）（高槻市）
事業者：概要説明

暮部委員：苦情処理体制について、運行管理の責任者が事故対応の責任者と苦情処理の責任者を兼ねているのはよろしくないの、それぞれ別の方に責任者となってもらった方が良くと思います。

高橋委員：自動車の使用に関する契約書乙の住所と、自動車車検証の所有者住所が相違しているかと思えます。

暮部委員：運送の対価以外の対価としてキャンセル料と待機料金はどちらかではなかったですか。

遠藤委員：両方認められています。要領で確認できますか。

事務局：（要領確認）対価以外の対価として、迎車回送料金、待機料金、介助料金、キャンセル料の金額等は個別案件ごとに運営協議会にて審議いただくこととなっております。

会長：書類の記入について整理したうえ、運輸支局へ申請してください。

<協議済>

□更新申請（医療法人啓友会なかじま診療所）（高槻市）
事業者：概要説明

高橋委員：適正診断票が前回更新時に使われた古いものと思えます。概ね5年以内のもので確認するよう規定されています。

高山委員：「安全な運転のための記録表」は安全運転を実施するために運行管理者等と確認したことを記録するためのものである。確認者の記録が漏れているように見受けられる。

暮部委員：タクシー事業における安全運転に係る確認は、運行管理の責任者等が行い、運行管理の責任者等が運転する場合、定められた代行者が行い、記録している。それを怠ると、認可権限者から厳しく指導が入る。

福祉有償運送であっても、そうした安全管理に関する意識をしっかりとって

会議概要

<p>いただいた上で事業にあたってもらいたい。</p> <p>会長：安全管理に対する意識を徹底し、必要な書類を整え、書類の記入について整理したうえで、運輸支局へ申請してください。</p> <p style="text-align: center;">＜協議済＞</p> <p>□更新申請（社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会）（高槻市） 事業者：概要説明 高橋委員：「旅客の名簿」に入会年月日が記入されていない方がいるが、この方は入会予定の方ですか。 事業者：書類作成時は決裁中であり、現在入会済となっております。</p> <p>会長：書類の記入について整理したうえ、運輸支局へ申請してください。</p> <p style="text-align: center;">＜協議済＞</p> <p>□更新申請（社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会）（茨木市） 事業者：概要説明 暮部委員：75歳を超える運転者は出来れば控えてもらった方がよろしいかと思えます。 高橋委員：適正診断が古い方があるので、最新のもので確認された方がよろしいかと思えます。</p> <p>会長：書類の記入について整理し、必要な書類を整えたうえで、運輸支局へ申請してください。</p> <p style="text-align: center;">＜協議済＞</p> <p style="text-align: center;">＜閉会＞</p>
